

「ちばの発酵ロゴマーク」 ガイドライン



【目次】

1 P	趣旨
2 P	デザイン
3 P	使用ルール
4 P	展開例
5 P	デザイン禁止事項
6 P	使用手続き

「ちばの発酵ロゴマーク」の趣旨について

○千葉県が発酵の魅力のPRを目的として作成したロゴマークです。

○発酵食品の原材料として代表的な食材である「麦」・「米」・「大豆」と、本県が発祥である酪農にちなんだ牛が、仕込みなどで使用される樽の中に一つにまとめたものであり、「千葉」と「発酵」が一目でわかるデザインとなっています。

○単色でシンプルなデザインのため、多様な使い方で展開が可能です。



○ロゴマークの構成要素



麦…醤油、味噌、酢などの原料
米…みりん、味噌、日本酒などの原料
大豆…醤油、味噌などの原料
牛（畜産）…チーズ、ヨーグルトなど
※南房総は酪農の発祥地
樽…仕込みや、古くは輸送でも活用

デザイン（カラー）



デザイン（モノクロ）

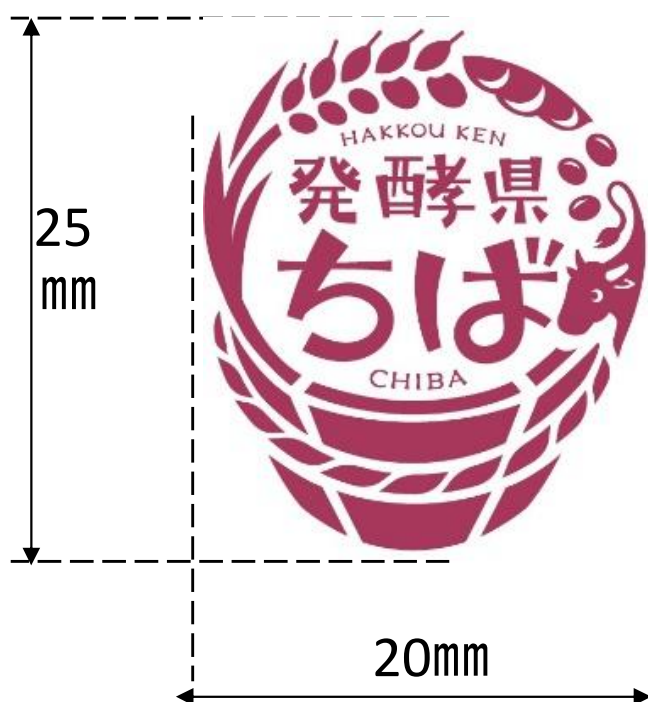


デザイン（白抜き）



○最小使用サイズ

最小使用サイズを守ってお使いください。※他色展開も同様
(縦 25 mm、横 20 mm)



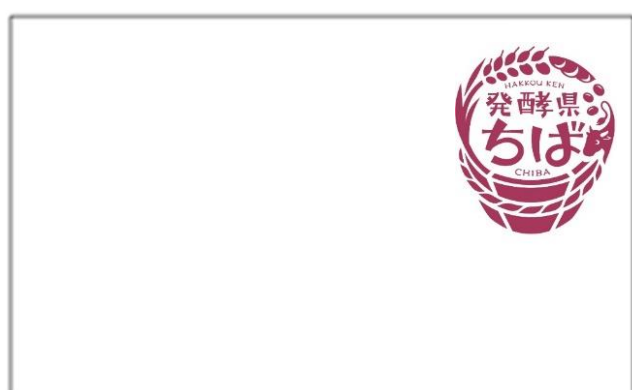
○色指定

カラーで使用する場合は、以下に定められた色でお使いください。



C:40% M:90% Y:50% K:0%

○展開例（例： 名刺、のぼり、おちょこなど）



名刺 / 55×90mm



ロゴマークのイメージを守るため、禁止の使用例をご確認ください。

※その他の使用方法でも、県がイメージを損なうと判断した場合は、デザイン変更をお願いする場合があります。

※以下の例のほか、規定カラーを変更する、「発酵県ちば」の文字を変更することなどもできません。

NG



比率を変えない

- ・縦横比率の変更 NG
- ・部分的な拡大縮小 NG

NG



デザインを変えない

- ・動きを変えない
- ・傾けたり反転させたりしない
- ・トリミングしない

NG



他のアイテムを重ねない

- ・別デザインやイラスト等のアイテムを重ねることはNG

NG



ロゴマークを透かして

背景と同化させるのはNG

NG



団体のロゴマークにしたり、
団体のロゴマークと組み合わせるのはNG

NG



異なる背景で使用するのは
NG(例：「発酵県ちば」を
目立たせるために、その部
分だけ背景を白くする など)

- 「ちばの発酵ロゴマーク」の使用に当たっては、案件ごとに使用の申込みが必要です。
- 申込みは、所定の様式を千葉県に提出していただきます。

○必要書類

- ・「ちばの発酵ロゴマーク」使用申込書（第1号様式）
- ・使用イメージがわかる書類（企画書、レイアウトや設計図 など）
- ・申込者の概要がわかる書類（法人の場合は、会社概要 など）

○使用料

無料

○使用例

- ・商品やそのパッケージに、「ちばの発酵ロゴマーク」を刷り込む など。

○禁止事項等

本ガイドライン記載事項及び「ちばの発酵ロゴマーク」使用取扱要領第7条、第9条をご確認ください。

○申込様式の入手方法

以下の千葉県ホームページよりダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/press/2025/c-hakkou-rogo-k.html>

○提出方法

以下のメールアドレス宛てに、必要書類をお送りください。

送付先： kityo03@mz.pref.chiba.lg.jp

問合せ先

千葉県 総合企画部 政策企画課
企画調整室

電話番号：043-223-2440